

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回） 次第

〈日時〉 令和8年2月3日（火）

午前10時00分から午前11時00分まで

〈場所〉 前原暫定集会施設 1階 A会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

(1) 「小金井市いじめ防止推進条例」リーフレットの修正について

(2) いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）について

3 協議等

4 事務連絡

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（小学5・6年生、中学生向けリーフレット）
- ・ 小金井市いじめ重大事態に関わる対応の流れ（案）
- ・ （様式1）「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態の発生について
- ・ （様式2）「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態に関する調査結果について
- ・ 小金井市いじめ防止基本方針
- ・ 小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表
- ・ 小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ



小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけでなく、将来をもちろし可能性があり。そのゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組む、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつづけていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子ども権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、改めて問題を見つめ直すこと、いじめ防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において「いじめ」は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめ防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例(昭和39年条例第11号)第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)
第3条 いじめ防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが存しないよう努めること等を旨として行われなければならない。

2 いじめ防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的行動できるよう努めることを旨として行われなければならない。

3 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心構及び将来を踏まえ行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 学校におけるいじめ防止等のための対策は、いじめ防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

5 いじめ防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都(以下「都」という。)、市、保護者、市民等その他の関係機関、関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)
第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)
第9条 市は、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方やその他のいじめ防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づきいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)
第11条 いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) いじめ防止等のための対策の推進に関する事項

(2) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項

(3) その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)
第12条 基本方針に基づき市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の中から、教育委員会が選出する委員5人以上をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)
第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置くことができる。

2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等であり、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、市長が選出する委員5人以上をもって組織する。

3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行い、その結果を市長に答申する。

4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、経路に報告するものとする。

5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するまでとする。

7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協力要請)
第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法(昭和22年法律第26号)で定められる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

(委任)
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則
(施行期日)
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(以降省略)

小学5・6年生、中学生向け

こがねいし ほうしだいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例 みのが ～いじめをしない・見逃さない～

小金井市イメージキャラクター



© Studio Ghibli

～児童・生徒のみなさんへ～

いじめは人の心や体を傷つけるだけでなく、いじめを受けた人の将来を壊してしまうかもしれないものです。みなさんはいじめから守り、みなさんが安心して、心豊かに、健やかに成長できるような小金井市にしていきたいために、「小金井市いじめ防止対策推進条例」をつくりました。

この条例によって、みなさんがいじめ問題に向き合い、みなさんの周りにいる保護者のみなさん、学校の先生たち、地域の方々など多くの大人たちがそれぞれの責任をきちんと果たすことで、小金井市にいる全ての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市を目指しています。

この条例を読んでみて、友達、保護者のみなさん、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめの問題について考えてみてください。

～保護者・地域のみなさんへ～

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒にお読みいただき、いじめはいけないことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

小金井市・小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止対策推進条例ではこのように定めています

なぜ条例がつけられたの？

- みなさんをいじめから守り、みなさんが夢と希望をもって健やかに成長できるような社会をつくるために、この条例はつけられました。【前文】 【第1条 目的】

いじめとは？

- いじめとは、された人が心身の苦痛を感じるような行為のことで、インターネットを通じて行われるものも含まれます。
- この条例では、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処の対策について示しています。【第2条 定義】

条例が目指していることは？

- みなさんが安心して学習などに取り組むことができるために、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- みなさんをいじめから守り、いじめに関するみなさんの理解を深め、いじめに対して自ら適切に行動できるようにすることを目指します。
- いじめを受けた人、いじめを行った人、両方に適切な対応をします。保護者の方にも協力をしてもらいます。
- 学校だけでなく、社会全体でいじめの問題を克服します。【第3条 基本理念】

いじめの禁止

- みなさんは、いじめを行ってはいけません。【第4条 いじめの禁止】

小金井市が取り組むこと

- いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処がきちんと行われるよう、関係機関と協力しながら、みなさんをいじめから守ります。【第5条 市の責務】

学校や学校の教職員が取り組むこと

- 保護者や市民の方などと協力しながら、学校全体でいじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組めます。
- みなさんがいじめを受けていると思われるときは、適切に速やかに対処します。【第6条 学校の責務】

保護者が取り組むこと

- みなさんに、いじめをしてはいけないということを教えます。
- みなさんがいじめを受けたときは、いじめから守ります。
- いじめの問題について、小金井市や学校に協力します。【第7条 保護者の責務】

市民が取り組むこと

- 地域においてみなさんを見守り、みなさんが安心して過ごすことができる環境づくりを行います。
- いじめを発見したとき、いじめの疑いがあるときは、小金井市や学校に連絡します。【第8条 市民等の責務】

具体的に行うこと

- 小金井市と学校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処を行うための基本方針をつくり、対策に取り組めます。【第9条 小金井市いじめ防止基本方針】
- 学校いじめ防止基本方針【第10条 学校いじめ防止基本方針】
- さまざまな関係機関やいじめ問題の専門家が集まり、小金井市のいじめ未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処について話し合い、小金井市や学校の対策に生かします。
- 重大ないじめが起こったときは、小金井市や教育委員会が調査をします。【第11条 小金井市いじめ問題対策連絡協議会】 【第12条 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会】
- 小金井市いじめ問題調査委員会【第13条 小金井市いじめ問題調査委員会】
- 小金井市立小・中学校以外の学校とも協力します。【第14条 協力要請】



★いじめ相談機関の紹介★

●小金井市教育相談所
月～土曜日 9:00～16:30
☎ 042-384-2508
042-384-2097
メール相談も受け付けています。



●東京都教育相談センター
○東京都いじめ相談ホットライン
24時間対応（フリーダイヤル）
☎ 0120-53-8288
○SNS等教育相談
メールやLINEで相談です。ニックネームや通称名を使っての相談することもできます。
毎日 15:00～23:00（受付は22:30まで）



●小金井市子どもオンズバーン相談室
月・火・水・金曜日 13:00～19:00
土曜日 10:00～16:00
〒184-0012
小金井市中町3-9-10 Costa4階
☎ 0120-770-977
（子ども専用）
メールや手紙での相談も受け付けています。



●法務省子どもの人権110番
☎ 0120-007-110

●小金井市教育委員会
☎ 042-383-1111



小金井市いじめ重大事態に関わる対応の流れ(案)

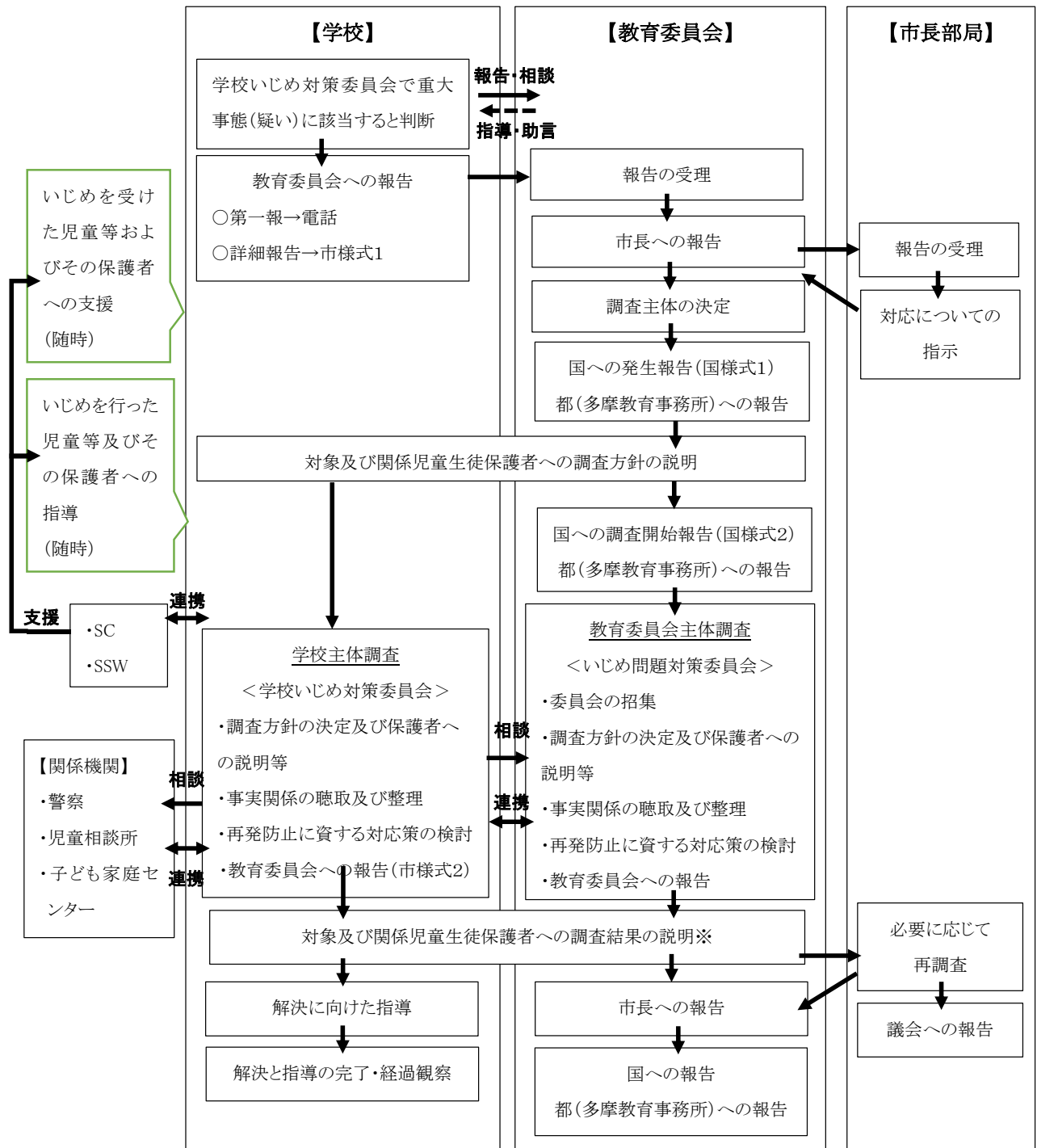
2026.2.3

【いじめ重大事態の定義】※法第28条1項

- 一 いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】

被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。



※学校主体調査では不十分であった場合には教育委員会主体調査を行う。市長への報告の際に、対象者側は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、市長への報告に添えることができる。

(様式1)

- ①重大事態が発生したことを認知した場合
 - ②重大事態が発生した疑いがあることを認知した場合
 - ③重大事態が発生したと保護者からの訴えがあった場合
- 直ちに作成、小金井市教育委員会教育部指導主事に電話の上、電子メール（公印なし）及び交換便（公印あり・正本）にて提出（枚数制限なし）

発第 号
令和 年 月 日

小金井市教育委員会教育長 殿

小金井市立 学校
校長 印

「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態の発生について（報告）

作成に当たって
の留意事項

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

又は、「の疑いを認知したので」「の訴えが保護者（児童・生徒）からあったので」

記

【記載事項凡例①】

- 【1号事案】ア 生命への重大な被害（の疑い、の訴え）
イ 心身への重大な被害（の疑い、の訴え）
ウ 財産への重大な被害（の疑い、の訴え）
 - 【2号事案】エ 相当の期間欠席（の疑い、の訴え）
- 上記の中から記載（複数の場合もあり）

1 いじめに係る被害児童・生徒について

性別

- (1) 氏名及び性別 ○○ ○○（ふりがな） ○
- (2) 生年月日 平成○○年○月○日
- (3) 学年・学級 第○学年○組
- (4) 保護者氏名 ○○ ○○（ふりがな）
- (5) 学級担任氏名 ○○ ○○（ふりがな）

又は「いじめの疑い」「いじめの訴え」

2 いじめに係る事態の内容

(1) いじめの態様

- ア 重大事態の分類 ※記載事項凡例① 参照
- イ いじめの態様 ※記載事項凡例② 参照

(2) いじめの行為の概要

又は「いじめの疑い」「いじめの訴え」

いじめの行為の概要を時系列で【5W1H】について確実に記述

【記載事項凡例②】

- ア 冷やかしからい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - オ 金品をたかられる。
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ケ その他
- 上記の中から記載（複数の場合もあり）

(3) いじめ発見のきっかけ

又は「いじめの疑い認知」「いじめの訴え」

- ア 分類 ※記載事項凡例③ 参照
- イ 発見のきっかけの概要

又は「認知」「訴え」

又は「いじめの疑い」「いじめの訴え」

(4) いじめに係る行為が行われた期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで

又は現在

【記載事項凡例③】

- ア 学級担任が発見
 - イ 学級担任以外の教職員が発見
 - ウ 養護教諭が発見
 - エ スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見
 - オ アンケート調査など学校の取組により発見
 - カ 本人からの訴え
 - キ 当該児童・生徒（本人）の保護者からの訴え
 - ク 児童・生徒（本人を除く。）からの情報
 - ケ 保護者（本人の保護者を除く。）からの情報
 - コ 地域住民からの情報
 - サ 学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報
 - シ その他（匿名による投書など）
- 上記の中から1つを記載

3 いじめに係る加害児童・生徒について

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1	〇〇 〇〇 ()	○	第〇学年〇組	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 卒業生や他校生である場合等に その旨を記載 </div>
2				
3				
4				
5				

4 事実経過及び学校の対応等

月 日	事実経過	学校の対応		その他
		被害児童・生徒及び 保護者への対応	加害児童・生徒及び 保護者への対応	
○/○		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの経過を簡潔に記載 ○ 空欄が生じて可 ○ 別紙添付可 ○ 必ずしもこの様式通りでなくても可 </div>		

5 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

(1) 被害児童生徒について

学校での様子（学習、生活、部活動など）、家庭環境、学校と保護者の関係について記載

(2) 加害児童生徒について

「関係生徒は3名とも「無視したつもりはなく、そう思われてしまっていたなら謝りたい。」と言っていた。」などと記載

6 学校における今後の対応

(1) 調査について

ア 調査の中核となる組織

「学校いじめ対策委員会」等の名称を記載

イ 組織の構成員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、被害児童・生徒学級担任、加害児童・生徒学級担任、スクールカウンセラー等に加えて、適宜、学校サポートチームの委員など外部の専門家等を構成員とし、その職名を記載

ウ 調査方法

「当該学年の全児童・生徒に無記名によるアンケートを行い、実態を聞き取る。その後、アンケートに記載されている内容について、個別の面接により、事実認定を行う。」などと記載

エ 調査結果報告予定日 令和〇〇年〇月〇〇日

原則として、発生報告日から起算して1週間後から2週間後を目途に、調査結果を報告できるようにする。

(2) その他

(様式2)

○(様式1)により、重大事態の発生について報告した後、原則として1週間から2週間の間に、改めて、本様式により、調査結果を報告する。
 ○本報告は必要十分な内容であることが不可欠であることから、事前に小金井市教育委員会教育部指導主事に電子データを送信し、確認を受けたものを、正本として提出する。
 ○正本は、教育部指導主事に対して、電子データ(公印なし)及び交換便(公印あり・正本)にて提出(枚数制限なし)する。

発第 号
 令和〇〇年〇月〇〇日

小金井市教育委員会教育長 殿

小金井市立〇〇〇〇〇〇学校

校長 〇〇 〇〇



「いじめ防止対策推進法」の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)

作成に当たっての留意事項

このことについて、令和 年 月 日付 発第 号により報告したいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に関する調査結果について、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童・生徒について

性別

- (1) 氏名及び性別 〇〇 〇〇(ふりがな) ○
- (2) 生年月日 平成〇〇年〇月〇日
- (3) 学年・学級 第〇学年〇組
- (4) 保護者氏名 〇〇 〇〇(ふりがな)
- (5) 学級担任氏名 〇〇 〇〇(ふりがな)

2 調査方法等について

「小金井市立〇〇学校重大事態調査委員会」等の名称を記載

(1) 調査組織及び構成員

ア 調査組織の名称

イ 調査組織の構成員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、被害児童・生徒学級担任、加害児童・生徒学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に加えて、適宜、学校サポートチームの委員など外部の専門家等を構成員とし、その職名を記載

(2) 調査期間 令和 年 月 日 から 月 日 まで

(3) 調査方法

「当該学年の全児童・生徒によるアンケートを行い、実態を聞き取った。その後、アンケートに記述されている内容について、個別の面接により事実認定を行った」などと記載

3 調査結果について

(1) いじめの行為の有無

○「有・無」のいずれかを記載

○「無」の場合は、(2)でその根拠が明確になるよう記載、(3)で学校の対応を記載、5・6・7には、加害の児童・生徒に関する内容以外を記載

(2) いじめに係る加害児童・生徒

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1	〇〇 〇〇 ()	○	第〇学年〇組	卒業生や他校生である場合等にその旨を記載
2				
3				
4				
5				

(5) 添付資料

ア 資料1 「○○○○○○○○○○」

○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

児童・生徒対象のアンケートによる聞き取り調査結果など、調査結果が明確になる資料を別添資料とする

イ 資料2 「○○○○○」

資料名と内容が明確になるよう記載

ウ

エ

オ

5 現在の状況について

(1) 被害児童・生徒の状況

(2) 加害児童・生徒の状況

(3) 学校の対応状況

(4) 関係機関との連携の状況

(4)(5)の項目は、例示、事案の実態に応じて適宜設定

(5) 報道への対応状況

6 見解等について

(1) 被害児童・生徒の保護者の見解

被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載

(2) 加害児童・生徒の保護者の見解

(3) 学校経営協議会又は学校経営協力者会議の見解（など）

見解が示されている場合は、事案の実態に応じて適宜項目を設定

7 校長の所見及び再発防止策について

明確かつ具体的に記載

- 全体として様式にこだわりすぎることなく、いじめの事実、学校等の対応、児童・生徒の現状、再発防止対策等が、隠蔽されずに明確になるよう心掛ける。
- 本文書に対して、開示請求等が行われた場合は、最低限の個人情報等を除き、基本的に全文が開示対象となることを考慮し、客観的に理解しやすい文書となるよう留意する。

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならな

い。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組

に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- (オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び家庭に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な被害を負った場合

(d) 金品等に重大な被害を被った場合

(e) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会 いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改定方針	現行方針	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。</u></p> <p><u>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができ、まちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。</u></p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「いじめのないまち 小金井宣言」</u></p> <p><u>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 ところをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</u> <u>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</u> <u>一 ねばりつよく、かけがえのない命を守ります。</u> <u>一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。</u> 	<p>いじめ防止対策推進条例の前文を踏まえた規定への変更及び語句の整備</p>

ある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組

語句の整備

取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見をもち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要が

語句の整備及び児童等の意見に係る規定の追加

語句の整備

同上

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 省略

(2) 組織等の設置

ア 省略

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

(ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成

(ウ) }
}

ある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 省略

(2) 組織等の設置

ア 省略

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

(ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成

(ウ) }
}

語句の整備

同上

同上

ㄱ 省略

(가)

イ 早期発見

(ア) 省略

(イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

(エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

(ウ) } 省略
(エ) }

(オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施

(カ) }
}

ㄱ 省略

(가)

イ 早期発見

(ア) 省略

(イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

(エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

(ウ) } 省略
(エ) }

(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導

(カ) }
}

アンケート調査実施時期の明確化

語句の整備

規定の整備

語句の整備

規定の整備

ㄥ 省略

(サ)

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
ㄥ } 省略
(ウ)

ㄥ 省略

(サ)

エ 重大事態への対処

- (ア) いじめられた児童等の安全の確保
- (イ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- (カ) 重大事態発生について教育委員会への報告
- (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
ㄥ } 省略
(ウ)

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

語句の整備

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
 } 省略
(ウ) }

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
 } 省略
(ウ) }

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

語句の整備

規定及び語句の整備

語句の整備

イ 関係機関との情報共有や連携
 警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等
 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動
 いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施
 生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処
学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行

イ 関係機関との情報共有や連携
 警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等
 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動
 いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施
6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応
ア 支援及び調査と情報の提供
小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じてい

語句の整備

同上

同上

規定の整備

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な被害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

くことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

規定の追加

があると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査

結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ【例】

未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成 ● 道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成 ● 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進 ● 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上 ● 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進 ● 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 ★ 学校いじめ対策委員会によるいじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画の作成・実施、定例会議の開催
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察 ● 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備 ● 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備 ● 教職員全体によるいじめに関する情報の共有 ★ どんな小さな事例でも学校いじめ対策委員会として教職員から報告を受け情報共有する体制の整備
早期対応	<p style="text-align: center;">発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応 <ul style="list-style-type: none"> * 学級担任等発見教職員 → 学年主任・生活指導主任 → 副校長・校長 ★ 学校いじめ対策委員会による事実確認の方法の検討・決定
	<p style="text-align: center;">事実確認・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認 <ul style="list-style-type: none"> * 双方の児童等の発達段階や状況等に応じて、事実確認の場・対応教職員について配慮 * 詳細な記録の作成、さらなる事実確認に向けての校内での情報共有 ● いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保 ● いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> * 教職員による丁寧な見守り・状況確認、家庭等との緊密な連携 * いじめを理由として相当の期間学校を欠席した場合の速やかな対応

方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ★ 学校いじめ対策委員会による、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等についての判断 ★ 学校いじめ対策委員会による早期解決に向けた対応方針等の協議・決定 * 双方の児童等の発達段階や状況等に応じて、今後の対応の場・対応教職員について配慮 * 重大事態と考えられる場合は速やかに教育委員会に報告
対応・経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導及び教育相談等の実施 ● 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催 ● いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組 ● 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言 ● 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有 ● 関係機関、専門家等との相談・連携 ● いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携 <ul style="list-style-type: none"> * 全ての対応・支援において双方の児童等・保護者の心情・背景を踏まえて実施 ★学校いじめ対策委員会による対応教職員等に対する適切な助言・相談 ★学校いじめ対策委員会が定めた共通書式での記録の保管・情報の引継ぎ

● 小金井市いじめ防止基本方針に示されている学校の取組例

★ 東京都教育委員会「いじめ総合対策」に示されている学校いじめ対策委員会の主な役割等

* 対応時の留意事項等